

## 資料6

# 問題事象の捉え方と取組の流れ

人権同和教育課

## 1 問題事象とは

問題事象とは、その教育現場で学んでいる子どもたちやそこに勤務する教職員等の人権が脅かされている、またはそのおそれがある状況

(例)

- ・差別的発言
- ・いじめやハラスメント
- ・体罰 等

また、人権に関わる個人の認識や学習の不足が周囲の人々や、その教育現場の教育環境に著しく悪影響を及ぼしている状況も、問題事象として捉える

## 2 教育現場としての問題可決への取組の柱

- ①人権侵害の状況を止め、その影響により生じている教育環境や職場環境の悪化を防ぐこと

↓

『まず、早急に取り組まなければならないことは何か』という視点から行う、対症療法的（対処的）な取組

- ②背景や要因の合理的・客観的な分析に基づき問題点を明確にし、その解決のための方針を策定し、取組を進めること

↓

『なぜ、このようなことになったのか』という問いからはじめ、丁寧に時間をかけて進めていく、予防的・開発的な取組

### 3 取組の流れ

